

議案第26号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

博物館の入館及び観覧の利便性を高めるため、年間パスポートを発行する必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例(平成3年葛飾区条例第7号)の一部を次のように改正
する。

第5条の次に次の1条を加える。

(年間パスポート)

第5条の2 委員会は、博物館の入館及び観覧の利便性を高めるため、年間パスポートを
発行することができる。

2 年間パスポートの交付を受ける者は、交付の際に別表第3に定める年間パスポート料
金を納付しなければならない。

3 年間パスポートの有効期間は、交付の日から起算して1年とする。ただし、有効期間
の満了の日が博物館の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する休館日でない日ま
でとする。

4 年間パスポートを提示して、博物館に入館し、及びプラネタリウム一般投映又は特別
展を観覧しようとする者は、前条第1項及び第2項の規定により入館料及び観覧料を前
納したものとみなす。

5 既に納付された年間パスポート料金は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由が
あると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条の2関係）

区分	1人1枚につき	
	大人	小・中学生
年間パスポート料金	2,000円	700円

備考 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。

付 則

この条例は、平成23年4月29日から施行する。